

室蘭市立地球岬小学校

# いじめ防止基本方針



# 北海道いじめ防止基本方針(令和5年3月改定)

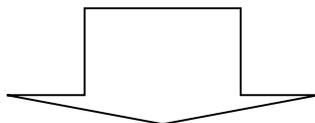
「法に基づくいじめの積極的な認知と早期からの組織的対応の徹底」「長期化、深刻化する事案への対応、道教委の市町村教育委員会及び学校への適切な指導助言や支援」「いじめを生まない学校の環境づくりや、いじめをしない態度を身に付けさせる取組の徹底」という課題に対応するため、令和5年3月に、基本方針の一部を改定した。

## 【主な改定のポイント】

- ・望ましい人間関係を構築する能力等の育成を図る取組の充実
- ・いじめを生まない安全・安心な学校の環境づくりの推進
- ・児童生徒の発達の段階に応じたインターネットの適切な利用の促進
- ・法に基づくいじめの積極的認知（「いじめ見逃しゼロ」）の徹底
- ・法に基づく道教委の指導助言及び市町村教育委員会との連携強化
- ・学校及び市町村教育委員会での早期からの組織的な対応の徹底
- ・警察等の関係機関との連携による事案への対応
- ・法律や心理の専門家と連携した市町村教育委員会及び学校への支援
- ・重大事態調査の迅速かつ適正な実施への支援
- ・地方公共団体の総合教育会議による協議・調整 等

## 【いじめの内容】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等



以下に記載する事例(該当しうる犯罪と具体例)については、児童の命や安全を守ることが最優先に考え、警察に相談・通報を行い連携して対応する。また、新年度にはその旨を保護者等に周知する。

**【いじめ防止対策基本法第23条第6項】**

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきあるものであると認めるときには、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に入内な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

- ・ 暴行（刑法第208条）～ゲームや悪ふざけと称して繰り返し殴ったり蹴ったりする  
無理やりズボンを脱がす
- ・ 傷害（刑法第204条）～はさみやカッター等の刃物で切りつけケガをさせる
- ・ 強制わいせつ(刑法第176条)～断れば危害を加えると脅し、性器や胸・おしりを触る
- ・ 恐喝（刑法第249条～）～脅して現金を巻き上げたり、オンラインゲームのアイテムを購入させたりする
- ・ 窃盗(刑法第235号)～靴や教科書等の所持品や、現金を盗む
- ・ 器物破損(刑法第261条)～自転車を壊したり、服をカッターで切り裂いたりする
- ・ 強要(刑法第223条)～度胸試しやゲームと称し、無理矢理危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる
- ・ 脅迫(刑法第222条)～本人の裸等の写真や動画をインターネット上で拡散すると脅す
- ・ 名誉毀損・侮辱(刑法第230条、231条)～インターネット上に実名をあげて、特定の人物を誹謗中傷する。
- ・ 自殺関与(刑法第202条)～「死ね」とそそのかし、同級生が自殺を決意し自殺した
- ・ 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条）～同級生の裸や下着姿などの写真・動画を自己のスマートフォンに送らせる、友達に送信する、SNSにあげる、自分のスマートフォンに保存している。
- ・ 私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）  
（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）  
～元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

# 室蘭市立地球岬小学校いじめ防止基本方針（R6.3 改訂）

## I、いじめ防止等に係る総括的な基本方針・基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行わなければならない。

- (1) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、また、いじめを受けている児童生徒に非はないという認識に立ち、家庭、地域、行政機関その他の関係機関との連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。
- (2) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの学校でもどの児童生徒にも生じうるという緊張感を持ち、児童生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (3) 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置したりすることがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。

児童全員が、多様性を認め、互いに支えながら「いじめのない楽しい学校生活」を送ることができるように、ここに、本校における「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

☆いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

☆学校及び教職員の責務

「けんか」「ふざけ合い」「いじり」と安易に判断せず、状況を細やかに把握した上で被害者の立場になって判断し、対応する。いじめがなく、すべての児童が、安心して学習やそのほかの活動に取り組むことができるように、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体で「いじめ見逃しゼロ」を掲げ、いじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。

|      |          |                |      |
|------|----------|----------------|------|
| 数値目標 | いじめアンケート | 「いじめは絶対に許されない」 | 100% |
|------|----------|----------------|------|

## II、いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童周辺の状況、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立つて行うものとする。

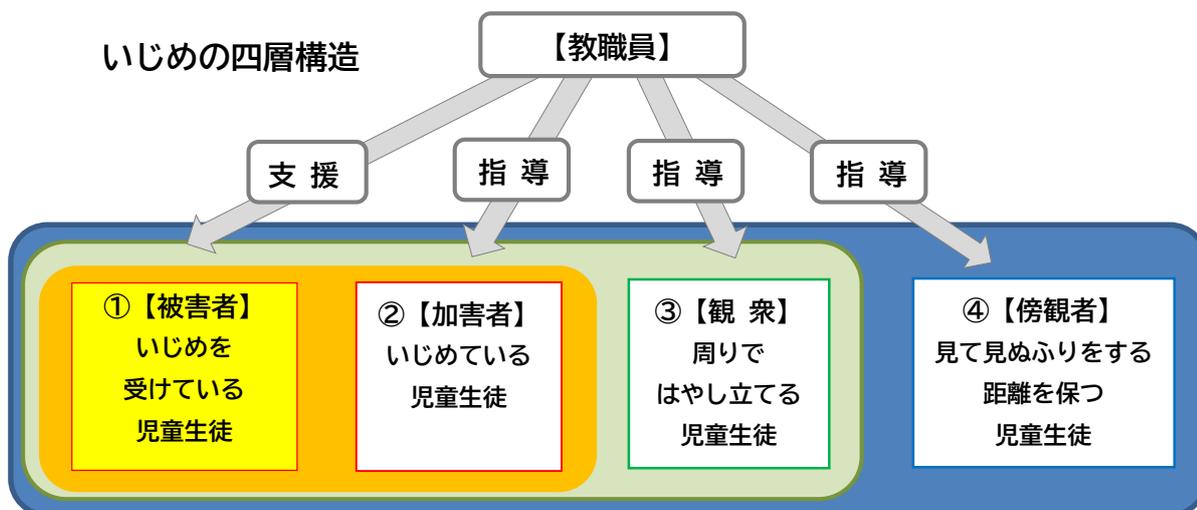
|  |
|--|
| 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。なお、起こった場所や一定の人間関係は、学校の内外を問わない。 |
|--|

### Ⅲ、いじめの理解

- いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにすること。  
(例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。)
- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人間関係を指す。
- 「物理的に影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、ものを隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- けんかやふざけ合い、暴力行為についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 善意に基づく行為が、意図せず相手側へ心身の苦痛を与えたり、加害児童の謝罪により教員の指導によらず再び良好な関係を築くことが出来たりした場合もいじめに該当し、組織的に対応する。ただし、「いじめ」ということばを使わない柔軟な指導が可能である。
- 「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童」等学校として特に配慮が必要な児童について、保護者と連携しながら特性を踏まえた適切な支援を行い、多様性を認め合い互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る。

### Ⅳ、いじめ防止等のための学校組織体制

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、完全解決のために、生徒指導委員会を校内組織として設置する。指導部いじめ・不登校係が中心となり、いじめ・不登校対策に向けた情報交流を定例職員会議に組み込み、さらにいじめ・不登校情報交流会により、全職員で現状の把握をし、いじめ防止対策について共通理解を図る。また、様々な困り感を抱える児童への具体的な対応については、校内支援委員会と連携し課題解決に当たる。



## 1. 生徒指導委員会の目的

- 児童の学習上・生活上の様々な課題に対し、その改善のための具体的な手立てを検討・協議し、児童（必要に応じて保護者）に対し教育的支援を行うとともに教育・就学相談、学級担任への支援・協力体制を整える。また、児童理解にかかわる研修を推進する。

## 2. 組織と位置づけ

### ① 委員会の構成

- ・ 校長・教頭・教務主任・生徒指導部長・関係学級担任・養護教諭（・SC・SSW）

### ② 支援・指導の基本的な流れ

☆ 正確な事実報告、指導内容、担任の思い、今後の対応等を本人・保護者に伝える。

☆ 担任が抱え込まないよう全職員で情報を共有し、組織的に対応する。

学級担任・養護教諭等《事実の把握》

↓

指導部、管理職《実態の報告・共通理解》

↓

生徒指導委員会《支援・協力の内容や計画の検討》

↓

臨時いじめ・不登校情報交流会《事実・支援・協力内容の共有》

↓

生徒指導委員会《支援・協力の経過把握》

↓

指導部・生徒指導委員会・臨時いじめ・不登校情報交流会《報告・共通理解》

いじめに係る行為が最低3か月継続して止み、被害児童が心身の苦痛を感じない場合、いじめが解消されたと判断する。判断後最低3か月間は、全教職員で経過を観察し、その後も再発防止に努める。

## 3. 校内支援委員会委員会の役割

校内支援委員会では、就学指導や困り感のある子どもの支援、生徒指導に関しての会議を行う。下記の事項に該当する児童についての支援方針・指導協力体制について検討・協議し校内の協働体制を整える。また、教育・就学相談及び関係機関との連携や情報の収集・提供を行う。

- ① 軽度発達障害（LD,ADHD,アスペルガー 等）等と思われる児童への対応
- ② 知的・肢体・情緒の障害を持つ児童への対応
- ③ 外国につながる児童
- ④ 「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童」「外国につながる児童」への対応
- ⑤ 長期欠席児童への対応
- ⑥ いじめ・不登校への対応
- ⑦ 問題行動がみられる児童への対応（※ケース会議）
- ⑧ 児童虐待への対応（※ケース会議）

※ケース会議特別支援 p3 参照

- ◇ 上記事例にかかわり、学級担任と連携し、学校全体での共通理解を図り対策をとる。
- ◇ 市教委指導班、市教委青少年課、北海道教育委員会胆振教育局、室蘭警察署、学校適応指導教室 子どもの安全安心推進協議会、法務局、室蘭市教育研究所、スクール児童館、市就学指導委員会、室蘭市特別支援コーディネーター、地区担当学校コーディネーター、児童相談所、特別支援学校、医療機関等の関係機関との連携・協力体制を確立する。

## V、いじめの防止に向けた取組（未然防止）

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

上記のことを踏まえ以下のことに取り組む。

### 1 授業改善（授業力向上）

#### (1) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

(GIGA スクール時代の個別最適な学びと協働的な学びの実現)

- ・「デジタルとリアル」「デジタルとアナログ」を効果的に取り入れた授業を行い、児童一人一人の課題やつまづきに応じ、指導形態や指導方法、学習活動の工夫改善を図り、すべての児童が「わかる喜び」や「できる楽しさ」を実感できるようにする。
- ・授業において、学習端末や実物投影機、デジタル教材等を効果的に活用し、児童の学びに対する意欲化、学びの促進・深化等を図る。

#### (2) 学習評価の充実

- ・すべての児童が「興味を持ち、自ら学ぶ」「楽しくわかる、できる」授業を目指して、以下の視点をもとに、学習評価を通じて学習指導の在り方を見直し、個に応じた指導の充実を図る。

##### ①観点別による学習状況の適切な評価

- ・児童の学習状況を「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」の観点から「目標に準拠した評価」として適切に評価する。

##### ②評価基準の適切な設定

- ・各教科において「目標に準拠した評価」を着実に実施するため、「教科方法等の工夫改善のための参考資料等を参考に、各単元（題材）において、観点別に評価基準を設定し、単位時間においては、単位時間の目標、評価基準、評価方法を示す。

##### ③観点別学習状況評価の評定への適切な総括

- ・「評価」を「評定」に総括する際、「年間を通して各観点のバランスを見取る」ことに留意しながら、単元のねらい等によつての適切な重みづけを図るなどして総合的に決定する。

##### ④学習評価の妥当性・信頼性

- ・学習評価の妥当性や信頼性を高めるために、学習評価に係る校内研修を実施し学校として組織的に行う。また、児童・保護者に対して適切な方法・機会を設定し説明を行う。

##### ⑤自己評価・授業評価の実施

- ・児童自身が学習内容を振り返り、「できるようになったこと」を実感させ、自己有用感を醸成させる。学んだことを次の学習に生かすことができるよう、児童の自己評価を授業内に位置づける。また、授業改善のための授業評価を実施する。

#### (3) 学習の見通しと振り返りのある授業の実施

- ・授業において、基本的な学習過程として、本時の課題の明確化を図る。また、課題に正対した「まとめ」を位置づける。明確な課題設定から児童に学習に対する見通しを持たせ、積極的に学習に取り組めるようにする。まとめからは、自らの学びを確認し次へどうつなげていけるかを自覚させ、主体的な学びの場を提供する。

#### (4) 言語活動の充実

- ・国語科における指導はもとより、その他の教科・領域において児童による発表や討議、ノート記述やレポート作成、作文などの言語活動を目標達成のための手段として充実させ、児童の豊かな言語能力を養う。

#### (5) 宿題・家庭学習の工夫

- ・学習端末等を効果的に活用し、学習内容の定着や学習習慣の確立を図り、宿題や家庭学習に取り組ませる。

## (6) 正しい言語環境の整備

- ・児童が日常生活における言語の役割や機能などについて関心をもち、正しく美しい国語を用いるよう指導する。また、教職員の言動が児童に大きく影響することを認識し、不適切な言動で児童を傷つけたりいじめを助長したりしないよう、教職員自身も言語に対する意識と関心を持って指導に当たる。

## (7) 学習規律の徹底

- ・児童の学びを支えるため学習常規について、小中の連携を密にしながら、全体方針に基づき学年（発達段階）に応じた約束を設定し、徹底する。

## 2 豊かな人間関係づくり、児童への啓発活動・実態把握

### (1) 多角的な児童理解

- ・人は自分の事を理解してくれる人には安心して心を開くが、理解してくれない人に対しては拒否的になり、心を開かず傾向がある。児童と接するときは、その心に寄り添い、共感的な理解とともに客観的な理解に努めるなど、多角的な児童理解を図る。児童生徒理解は、日常から積極的に行うことにより、はじめてその心や行動の些細な変化に気づくことができ、問題行動を未然に防いだり、抱えている問題を最小限の段階に留めたりすることが可能となるため定期教育相談にのみ頼ることなく日常的な児童観察に努める。また、発達障がいを含む障がいのある児童や多様な背景を持つ児童に対して、状況の共通理解のもと適切な支援をすすめていく。

### (2) 自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり

- ・「人は誰もが価値ある存在」である。このことを児童が実感できるように、学級担任は、児童一人一人に「活躍の場面」、「互いに認め合うことができる場面」を設定した学級経営、集団づくりを積極的に推進する。多様性を認め、互いに支え合い安心して過ごせる支持的風土を醸成すること、児童生徒の自己有用感・自己存在感の高まりにより、クラス全体が共感的な人間関係で結ばれ、いじめやトラブルの減少、早期解消に繋がると考える。

## 3 全校集会や道德の時間を要としての道德教育の充実（いじめ未然防止教育）

- ・一人一人の児童生徒が正義と勇気に目覚め、思いやりの心に満ちた自浄力のある学級づくりをしていくためには、道德の時間の指導内容を重点化し、日ごろから計画的に「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」等の内容を充実していくことが大切。そのためには、まず、年間指導計画の見直しを図り児童生徒の心に響く道德の時間となるよう工夫・改善を図る。
- ・道德の時間の指導は、教え込むのではなく、学んだことから自分自身を振り返らせること、自分を見つめさせることができるよう指導にあたる。

## 4 児童会の主体的活動の推進

- ・近年、児童生徒が、対人関係や社会性の未熟さ等により、協力してよりよい生活を築くことができず、そのことがいじめや不登校、暴力行為などの一因であると指摘されている。このような状況を踏まえ、望ましい人間関係を築く力や社会性を育むために、児童同士が協力し合って生活づくりや問題の解決に取り組むなど、自ら考え行動する取組を進める必要がある。そのため、児童会が主体となった仲間づくりの活動等の推進を図る。

### ◎児童会によるいじめの未然防止のための取組

- ・児童会によるスローガン、決意文等の作成
- ・仲間づくりを促進するための各種活動
- ・いじめを無くすためのポスターや標語等の作成
- ・道教委「いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンクール」への参加
- ・「むろらん子どもサミット」と連動し、各学校独自のいじめを許さない取組や仲間づくりの取組等から学んだサミットに参加した代表児童の強い思いやアイデアを具体的な活動や取組に生かし、児童会活動をさらに活性化しようとする意識の高まりを図る。

## 5 インターネット・スマホ等を通じて行われるいじめの防止

- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童に対する情報モラル教育の徹底に努める
- ・保護者が児童のインターネットの利用状況を把握し、フィルタリング等によりその利用を適切に管理するよう、学校だより、HP、メール配信等を活用し啓発する。
- ・「北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動」に取り組み、月1回以上のネットパトロールを実施し不適切な書き込み等の発見に努める。

## 6 家庭・地域への啓発活動

- ・学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等を明確にし、年度方針会議などの場において、学校全体で共通理解を図る。また、それらを積極的に公表し、児童や保護者、地域等の意見に耳を傾け、理解や協力を求める。教職員は、各自の分掌などに応じ、方針の具現化に向けた取組や指導、支援に努める。
- ・入学式やPTA総会、学級懇談、新入生説明会等、保護者の集まる場面や学校だより等により、いじめの問題について、学校の方針を児童生徒や保護者に対して明確に伝える。「いじめを見逃さない」「被害者の安心・安全を最優先し、絶対を守る」「いじめの無い、誰にでも居場所のある学校づくり」を教職員が全力で進めるという学校としての強い意志を示すことにより、児童や保護者には「安心感」を抱いてもらう。
- ・町内会・自治会、地域関係団体等に対しても方針の周知を図り、地域ぐるみで子どもたちを見守っていただくことができるよう、協力を依頼する。
- ・年度初めの学校運営協議会で「学校いじめ防止基本方針」を説明し、承認を受ける。学校・家庭・地域で子どもを守ることを確認する。

## 7 規範意識の醸成

- ・学校生活を営む上で必要な規律については、学級担任だけでなく全教職員の共通理解・共通行動のもとに、その維持を図る。また、その際、児童自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育むことが重要であり他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を図る。
- ・「いじめはいけない」という頭だけの理解ではなく、行動レベルの感覚を身につけさせる。また、「傍観者」「観衆」ではなく、「仲裁者」「相談者」を育てる指導を実践する。

## 8 実践的な校内研修の実施

- ・いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加により、こども理解支援ツール「ほっと」やいじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」の活用やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。
- ・スクールカウンセラー等の外部講師を迎え、いじめや児童理解に関する研修を実施する。

## 9 発達支持的生徒指導

- ・多様性を認め、すべての児童にとって安全で安心な学校・学級づくりに取り組む
- ・異年齢交流等の経験を通して他者の役に立っているという自己有用感を醸成する
- ・「困った、助けて」とSOSを出せる雰囲気とそれを受け止める体制をつくる。

## VI いじめの早期発見のための取り組み（早期発見）

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう、日頃から丁寧に児童理解を図り、早期発見に努めることが大切である。

そのためには、授業時間はもとより、朝・帰りの会や休み時間、給食時間や掃除の時間等において、児童生の表情や仕草、言動、人間関係等の変化や違和感を敏感に感じとる必要がある。

また、日常のふれあいや教育相談等の直接的なかかわりによる状況把握だけでは無く、アンケート調査を定期的に行うなど、様々な角度から児童の状況についての的確に把握していく。

### 1 年5回のアンケート調査の実施

- ・児童の状況について、定期的に、また、様々な角度から把握することができるよう、年に5回の定期アンケート調査を実施する。アンケート調査実施後に教育相談を実施するなど、事後のきめ細やかな対応に努める。また、必要に応じて臨時のアンケートを実施する。

## 2 教育相談体制の充実

- ・教育相談は、学校生活において児童と接する教職員にとっての不可欠な業務であり、学校における基盤的な機能の一つある。学級担任による相談に加え、養護教諭の観察からの随時相談、場合によっては、管理職による教育相談を行う。いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」の効果的活用や児童理解研修の中から教育相談に対する教職員一人一人の意識を高めていく。教職員には、人間的な温かみや受容的な態度が成熟している等の人格的な資質とともに、アセスメント（見立て）や児童生徒の「困り感」や「つらさ」を共感的に理解し、対応を考えるとといった知識と技能の両面が求められていることを意識させる。また、相談から「いじめ」の問題やその可能性が浮かび上がってきた場合、教職員は、そのことを敏感にそして深刻に受け止め、校内での報告・連絡・相談を確実に実施し、学校組織として具体的な対応を迅速に図る。

## 3 相談窓口の周知

- ・日頃から児童の発する小さなサインを敏感に受け止めるように努め、悩みに共感しながら相談に応じることができる体制づくりを推進することはもとより、いじめや学校生活に悩む児童や保護者が相談できる窓口を紹介したり、「子どもの様子チェックリスト」（\*1）を配信したりするなど、迅速かつ適切に対応することが求められている。主な相談窓口について、各種便りに定期的に掲載するなどして周知を図る。

## 4 小さなサインを見逃さないための日常からの児童理解（見逃しゼロの体制づくり）

- ・いじめアンケート前に、全職員によるチェックリスト（\*2）の記入を行う。また、教育相談、随時の面談等、児童の声が教職員に届くような取組・対応を行う。児童の声が確実に届くためには、児童が教職員に安心して相談できる体制づくりや日常の教育活動を通じて信頼関係を築くことが大切である。そのためには、日頃から児童一人一人に関心を持ち、児童の「よいところを発見する」という姿勢でかかわるとともに、教職員が、児童と真摯に向き合うよう心がける。また、いじめ実態把握シート（\*3）や事案報告書（\*4）の活用により情報を確実に共有し、全職員で子どもを見守る。

## 5 子ども理解支援ツール「ほっと」・いじめ対応ガイドブック支援ツール「コンパス」の活用

- ・児童生徒のいじめや不登校等の問題行動等への対応については、児童が、自分の思いや考えを適切に表現し、思いやりの心をもってよりよい人間関係を築く力を高めていくことが大切である。そのため、コミュニケーション能力や日常生活等への満足度、精神的な安定度など、児童をより深く理解するために必要な情報を計画的、総合的に測定することができる独自のシートや生徒指導の改善充実を支援する活用の手引「ほっと」、いじめ対応ガイドブック「コンパス」を校内研修等において活用し、教職員間で共通理解の上、その後の指導の工夫・改善に役立てる。

## 6 月3日以上欠席した児童の把握と予防的対応

- ・月3日以上欠席した児童は、理由によらず家庭訪問により児童の状況を現認し、今後の支援方針について校内で共通理解を図る。さらに欠席が続いたときは（目安として連続5日）、関係機関との連携・協力により「児童理解・支援シート」等を作成し、支援を始める。児童の欠席日数の推移や理由等を客観的に把握し、欠席の裏にいじめの問題などが潜んではいないか、家庭との連携状況はどうか、最近の様子に変化は無いか等を見極める資料として活用する。その上で、訪問アドバイザーや適応指導教室との連携の必要性、保護者への連絡・面談等、市教委と協議しながら必要な対応を行う。

## 7 児童による、互いを思いやり、互いの変化に気付くための取組の推進

- ・いじめの問題の早期発見は、教職員や保護者、地域の方々等の大人による対応や取組はもとより、児童自身が互いを思いやり、互いの言動や行動の些細な変化に気づき、児童自らの手で早期発見し解決に導くことも重要である。そのためには、互いを思いやる学級風土の醸成とともに、児童会による主体的な活動も重要な役割を占める。児童が互いに声を掛け合う「挨拶運動」等、教職員による取組と並行して、児童会による未然防止・早期発見の取組を積極的に推進する。

## 8 いじめの早期発見に向けた連携

- ・いじめの問題や生徒指導上の諸問題は、学校の内外を問わず発生する。学校では、第一に「家庭との連携」を重視し、児童の情報連携をお互いに密にする。また、地域パトロール隊や子どもを守る推進協議会等の方々（町会、自治会、民生委員等）との連携・連絡に努めには、登下校中や休日の児童の様子について、日常の情報連携に努める。また、各種会議の議題として「いじめの問題」や「児童の様子」を取り上げ、児童の情報を把握できるようにする。

## VII いじめへの対処（早期対応）

いじめの問題等、児童の様々な問題行動については、家庭や関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援の充実を図る必要がある。そのためには、学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等についての職員間の共通理解を図るとともに、それらを積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求める。

### 1 いじめがあることが確認された場合の学校の対応

- (1) いじめの通報を受けたときなど児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実確認を行い、その結果を設置者に報告する。
- (2) 学校は、いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため複数の教職員によって、スクールカウンセラー等の協力を得て継続的に対応する。
  - ・いじめを受けた児童に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援
  - ・いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言
- (3) 必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずる。
- (4) いじめに関係した児童の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。
- (5) いじめが犯罪行為と認めるときは警察と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報・相談をするまた、そのことについてあらかじめ保護者等に説明を行う。

### 2 重大事態が発生した場合の対応

#### (1) 重大事態の定義

重大事態とは、法により次に掲げる場合を示す。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</li><li>○ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</li></ul> |
|--|

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 児童生徒が自殺を企図した場合</li><li>○ 身体に重大な傷害を負った場合</li><li>○ 金品等に重大な被害を被った場合</li><li>○ 精神性の疾患を発症した場合</li></ul> |
|---|

「相当の期間」については、国の「いじめの防止等のための基本方針」では欠席（不登校）の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

欠席については、さまざまな要因が考えられるが、欠席のきっかけがいじめと考えられる場合には、その後の欠席理由がいじめか否かの判断が難しい場合であっても、年間30日を超えた場合には、重大事態ととらえて対応を検討する。また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態（欠席に限らず）に至ったという申し立てがあったときは、たとえ、「いじめの事実はない」≠「重大事態に至っていない」と学校が考えた場合であっても、結論は出さずに、重大事態ととらえて、対応を検討する。

学校いじめ対策組織または教育委員会は、重大事態の定義を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で、重大事態かどうかを判断する。

(2) 教育委員会との連携【対応フロー図\*5】

いじめの問題が発生し、さらに、「被害児童が通常の学校生活を送れない状況が続いたり、保護者との対応に苦慮している事案」やそれらの兆候が見られる場合、「児童の生命・身体に係る重大な事案」等が発生した場合は、被害児童を絶対に守るよう対応を図るとともに、速やかに市教委を通して室蘭市長へ報告する。また、設置者となる市教委からの指示に従って、調査・報告等必要な対応を行う。調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(3) 警察等関連機関との連携

児童の生命または身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する。また、児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。

さらに、いじめの解決に向け、適応指導教室や児童相談所等、他の関係機関との連携についても積極的に行う。

(4) いじめられている児童への支援

解決が困難ないじめの問題が発生し、被害児童が通常の学校生活を送れない状況が続いている場合、学校はその問題の早期解決に全力を尽くすとともに、被害児童の学習や生活について、次のような支援を行い、被害児童を絶対に守り通す。

- ・いじめを原因として、被害児童が教室に入れない場合は、教室への受入れが早期に行われるよう、学級指導等を行うとともに、被害児童の学習の機会の確保に努める。（別室登校や別室授業等）
- ・いじめを原因として、被害児童が登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室等での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限保証するとともに、被害児童の登校を阻害している要因の解決に全力を尽くす。
- ・被害児童が通常の学校生活を送れない状況にある際に行う学習活動の評価は、評価のための資料をできる限り収集するなどして、適正な評価に努める。
- ・被害児童が通常の学校生活を送れない状況が生じた場合は、すみやかに教育委員会へ報告し、学校と教育委員会、関係機関とが一体となって今後の対応策や支援方法について検討を進める。

## VIII いじめ防止等のための校内研修の充実

1 いじめ・基本方針についての共通理解

- ・本方針の周知に関する研修

2 授業力向上

- ・授業力向上推進教師とともに ICT 機器を効果的に活用した授業の工夫。
- ・理論研修に加え、公開授業をもとにした校内研修の充実。
- ・先進校の研修への派遣、還元研修。

3 よりよい児童理解の在り方

- ・学級経営交流会の実施。
- ・児童理解交流、いじめ・不登校情報交流会の実施。
- ・言語通級教室に関する研修会の実施。
- ・外部講師（SC,SSW）の「いじめや児童理解、SOS の出し方に関する教育」等の校内研修

4 ケータイ・スマホ・インターネットの利用に係る研修

- ・室蘭市教育研究所研修講座「小中学生のネット利用の問題点とその対策について」等の研修会への参加。
- ・外部講師による「ケータイ安全教室」の実施

5 新たな課題に対応した研修

- ・LGBTQ への理解
- ・ヤングケアラー
- ・「いのちの安全教育」（子供や若者を性暴力の当事者にしない教育）
- ・SOS を出せる教育

## Ⅸ いじめの防止等に係る関係機関との連携

- 1 重大事態の報告・連携  
窓 口 室蘭市教育委員会指導班  
報告連携先 室蘭市長、北海道教育委員会胆振教育局、札幌方面室蘭警察署
- 2 いじめ対応に係る連携  
窓 口 室蘭市教育委員会指導班  
情報提供・相談 札幌方面室蘭警察署、室蘭児童相談所、法務局、  
室蘭市教育委員会青少年課、医療機関、適応指導教室  
情報交換 子どもの安心・安全推進協議会、スクール児童館  
研 修 室蘭市教育研究所

## X 学校におけるいじめの防止等の取り組みの点検・充実

いじめの問題は、学校、家庭、地域が一体となって取り組む必要がある。そのためには、いじめの問題にかかわる学校の取組を学校評価の中に位置づけ、PDCA サイクルによる適切な評価・点検を行うことが必要である。

### 1 自己点検

<項目>

- いじめへの対処方針等について全教職員で確認している。
- いじめへの対処方針を家庭や地域に向けて公表するとともに、参観日等に、いじめの問題について保護者と話し合う機会を設けている。
- いじめの問題に関する校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために、定期的なアンケート調査や個別懇談を実施している。
- 子どもたちがいじめの問題等について、主体的に考える取組を実施している。
- 「ネット上のいじめ」等への対応のためのネットパトロールを実施している。
- いじめ基本方針について教職員が共通理解している。
- 生徒指導会議が適切に機能し、迅速・適切な対応が取られている。
- 関係機関との連携が図られている。
- 学校全体の問題として、とらえられ対策が考えられている。

### 2 学校評価の取組

- ・「いじめの問題を隠さず、的確な対応に努める学校」の確立に向けた学校改善に取り組んでいく。

<学校評価の点検項目（保護者アンケート・児童アンケートの項目から）>

- お子様は、楽しそうに学校に通っている。【学校は楽しいですか】
- 学校は、お子様の良さを認め、きめ細やかな指導を行っている。  
【自分で考えて正しい行動をとれていますか。】
- 学校は、クロームブックや ICT 機器を効果的に活用する等わかりやすい授業作り工夫している。【学習したことがわかったり出来るようななっただと感じたりしますか】
- お子様は、人に元気よくあいさつをしている。
- 学校は、子ども同士のトラブルや不登校に対し、保護者と連携しながら解決に向けて取り組んでいる。【困ったときは先生に相談していますか】
- 学校は、教育方針や学校の様子を学校・学級だよりや HP, メール等でわかりやすく伝えている。
- 学校は、いじめ防止の基本方針を公開し、いじめの認知に積極的に取り組み、いじめの早期発見・早期解決に取り組んでいる。
- 学校は、特別支援教育について発達段階に応じた交流学习や指導を行っている。。

## XI 支援・配慮が途切れないための取組

1. いじめアンケート、生徒指導委員会、いじめに関する指導の記録は、指定された年限を保管する。

アンケート実施翌年の4月1日より3年保管（重大事態・事故発生時は5年）

→本校では、当該児童が義務教育終了まで保管とする。5年保存の案件について、義務教育終了時点で5年未満の場合は、5年保存とする。

\*指導部→鍵付きロッカー保管

\*市の保管年限を過ぎて保管する場合は、データのみとし、紙で保管していた記録については管理職に確認をとった後、指導部で処分する。

\*年限を超えたデータの処分は、教頭が年度末に行う。

2. 支援・配慮が必要な児童について、担任間の確実な引継ぎをすると同時に、年度当初に全職員で情報を共有する。また、いじめ認知や解消の状況を転校や中学校進学をした場合についても、確実に引継ぎを行う。

### 【参考資料】

- |     |                          |                    |
|-----|--------------------------|--------------------|
| * 1 | (p 9) 子どもの様子チェックリスト      | ～ p 1 4            |
| * 2 | (p 9) いじめ早期発見のためのチェックリスト | ～ p 1 5            |
| * 3 | (p 9) いじめ実態把握シート         | ～ p 1 6            |
| * 4 | (p 9) 事案報告書              | ～ p 1 7            |
| * 5 | (p 11) 重大事態対応フロー図        | ～ p 1 8 (「コンパス」より) |

# 家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずといってよいほど兆候がみられます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

## 登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

## 日常における家庭生活の変化

- 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。

## 持ち物の変化

- 持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。

## 友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール（SNSなど）を気にする。
- いじめの話をするとう強く否定する。

## 家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。

# いじめの早期発見のためのチェックリスト

記入日：令和 年 月 日

記入者：

次の項目に当てはまる児童生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

## 日常の行動や様子等

- 遅刻・欠席・早退が増えた。
- 保健室などで過ごす時間が増えた。または、すぐに保健室に行きたがる。
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。または訪問する。
- 教職員の近くにいたがる。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。
- 交友関係が変わった。
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- 表情が暗く（さえない）元気がない。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。
- 体に擦り傷やあざができていことがある。
- けがをしている理由を曖昧にする。

## 授業や給食の様子

- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。
- 発言したり、ほめられたりすると冷やかしからかいがある。
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。

## 放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。
- 一人で下校することが多い。
- 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。
- 部活動の話題を避ける。

## いじめの実態把握シートの例

記入者：

|              |  |
|--------------|--|
| 聴き取り<br>児童生徒 | 年 組 番 【氏名】   |
| 発生日時         |  |
| 発生場所         |  |
| 関係する<br>児童生徒 | 被害児童生徒：<br><br>加害児童生徒：<br><br>傍観児童生徒：  |
| いじめの<br>態様   | <input type="checkbox"/> 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。<br><input type="checkbox"/> 仲間はずれ、集団による無視をされる。<br><input type="checkbox"/> 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。<br><input type="checkbox"/> ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。<br><input type="checkbox"/> 金品をたかられる。<br><input type="checkbox"/> 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。<br><input type="checkbox"/> 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。<br><input type="checkbox"/> パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 内 容          | <p>次のことに留意して、内容を簡潔に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの概要（時系列）</li> <li>・主語の明確化</li> <li>・上記「いじめの態様」の具体的な事柄</li> <li>・いじめを受けたときの被害児童生徒の気持ち</li> </ul>  |
| 要因・背景        | <p>児童生徒の話の内容から、いじめの要因や背景を記録する。</p>   |
| 現在の状況        | <p>現在のいじめの状況や被害児童生徒の心情、要望などを記録する。</p>  |

R 年度 保管 No.

記入日：令和 年 月 日

## 事案報告書【けんか・破損・徘徊・その他（ ）】

記入者：

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 聴き取り<br>児童   | 年 組 番 【氏名】                 |
| 発生日時         |                            |
| 発生場所         |                            |
| 関係児童         |                            |
| 事案概要         |                            |
| 内 容          | 5 W1hに留意して、内容を簡潔に記録する。     |
| 指導内容<br>対応概要 | 学校の指導内容、保護者や関係機関への対応の概要を記入 |
| 配慮事項         | 今後の心配な部分を記録する。             |

## 学校用

# 重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）  
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）  
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）  
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

#### 学校の設置者が調査主体の場合

#### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

いじめの防止等に関する普及啓発協議会(文部科学省)より